

【様式1】

平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
フォレンジック調査及びセキュリティ診断	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区準町4-2	H24.10.23	㈱ラック 東京都千代田区平河町2-16-1	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4の第3号 緊急の必要により競争に付することができなかったため。	3,454,500	3,307,500	95%		裁判所ウェブサイトが攻撃され、同サイトが改ざんされたため、緊急にフォレンジック調査などの対応を行う必要があったため。	なし(平成24年度で終了)	
アプリケーションソフトウェアライセンスの購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区準町4-2	H24.10.29	東芝情報機器㈱ 東京都江東区豊洲5-6-15	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条1項2号 購入方法につき比較検討した結果、一番安価に調達できる方法は、従前のライセンスの購入相手から購入せざるを得ない方法だったため。	80,043,886	80,043,886	100%		MS Officeのライセンス購入について、GOLP又はGEAで購入する方法があるが、最も経済的に調達するには、GEAで購入し、かつ、期間補正を受ける必要があり、そのためには基本となるライセンス調達において落札した相手方としか契約できないため。	なし(平成24年度で終了)	
徳島地方裁判所裁判員法廷用ビデオリンクシステムの移設作業	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区準町4-2	H24.10.30	NTTコムソリューション&エンジニアリング㈱ 東京都港区芝浦1-2-1	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 ビデオリンクシステム機器は、一般競争入札の手続を経て、NTTコムソリューション&エンジニアリング㈱との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。 機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため随意契約を締結する必要がある。	-	1,190,700	-		機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している機器のリース及び保守業者に依頼する必要がある。	なし(平成24年度で終了)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
福島地方裁判所裁判員法廷用等IT機器の移設作業	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.10.31	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 東京都中央区銀座8-21-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 裁判員法廷用IT機器 は、一般競争入札の手続を経て、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。 機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため随意契約を締結する必要がある。	-	1,365,000	-		機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している機器のリース及び保守業者に依頼する必要がある。	なし(平成24年度で終了)	
徳島地方裁判所裁判員法廷用等IT機器の移設作業	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.10.31	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 東京都中央区銀座8-21-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 裁判員法廷用IT機器 は、一般競争入札の手続を経て、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。 機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため随意契約を締結する必要がある。	-	1,396,500	-		機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している機器のリース及び保守業者に依頼する必要がある。	なし(平成24年度で終了)	
複合機の保守	支出負担行為担当官 水戸地方裁判所長 菅 野 博 之 水戸市大町1-1-38	H24.11.13	コミュニケーションズ株式会社 東京都中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項、 予令第102条の4第3号 機器調達の落札条件として5年間の保守料を含めた総価比較により競争したため。	-	1,755,669	-		次回更新時までの保守料を踏まえて競争を行ったため。	平成29年度	単価契約

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
青森地家裁十和田支部仮庁舎新営等工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.10.16	㈱田中組 青森県十和田市大字 三本木字本金崎230-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,224,090	5,145,000	98%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口	
千葉地家裁松戸支部庁舎外構等工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.11.1	鉄建建設㈱ 東京都千代田区三崎 町2-5-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,290,000	10,290,000	100%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口	
現行日本法規9872号ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.11.13	㈱ぎょうせい 東京都中央区銀座7- 4-12	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	2,666,395	2,666,395	100%		当該物品は、追録式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2) 二 (二)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
徳島地家簡裁飯庁舎新営等工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.11.15	大和リース㈱ 大阪府中央区農人橋 2-1-36	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,927,000	3,465,000	88%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口	
職員録(平成25年用)ほかの購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.11.20	(財)法曹会 東京都千代田区霞が 関1-1-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	4,448,620	4,448,620	100%		当該物品は、市場に流通する図書ではなく、契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2) 二 (二)	
新判例体系公法編(582号ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.12.11	新日本法規出版㈱ 名古屋市中区栄1-23- 20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	3,447,780	3,447,780	100%		当該物品は、追録式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2) 二 (二)	
所沢簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.12.27	猪又建設㈱関東支店 埼玉県越谷市瓦曽根 3-4-16	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	8,200,500	8,190,000	99%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
下妻合築宿舍（仮称）新営工事第4回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.12.27	佐田建設㈱ 前橋市元総社町1-1-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7,140,000	7,140,000	100%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口	
広島高等地方簡易裁判所合同庁舎で使用される冷暖房用ガスの供給	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 守 下 実 広島市中区上八丁堀2-43	H24.12.5	広島ガス㈱ 広島市南区皆実町2-7-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 広島ガス㈱は、広島市中区を供給区域として認可を受けた一般ガス事業者であり、他に当庁に供給できる業者はないため。	-	6,658,980	-	-	本件契約の相手方は、広島市中区を供給区域として認可を受けた一般ガス事業者である広島ガス㈱に限られるため。	記1.(2) 二 (口)	単価契約
熊本家裁判庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 淵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H24.12.10	㈱建吉組 熊本市中央区坪井6-38-15	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,139,500	3,045,000	96%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口	
盛岡地家裁水沢支部庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H24.12.19	オヤマダエンジニアリング㈱ 盛岡市本町通3-18-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7,255,445	7,245,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口	